

ワンヘルス事業者交流会運営業務委託仕様書

1 委託業務名

ワンヘルス事業者交流会運営業務委託

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症をはじめ、人と動物双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされている。この人獣共通感染症に対応するためには、人と動物の健康と環境の健全性を1つの健康と考えるワンヘルスに基づく総合的な取組が重要である。

ワンヘルスを実現するためには、行政や県民だけでなく、事業者が環境負荷や動物等への影響を配慮するなど、ワンヘルスの推進に貢献することが求められる。

本県では、令和4年度に、ワンヘルスの理念に賛同し、ワンヘルスに関する活動に取り組み、その活動の情報発信に努める県内事業者を登録する「ワンヘルス宣言事業者登録制度」を創設した。

「ワンヘルス宣言事業者登録制度」の登録事業者やワンヘルスに関心がある事業者などの情報交換や交流を促進する交流会を開催することで、新たなワンヘルスの取組や参加者同士の連携に繋げ、事業者におけるワンヘルスの取組の輪を広げることを目的とする。

3 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

4 ワンヘルス事業者交流会概要（予定）

日 程：令和7年2月7日（金） 13：00～17：00

対 象：「ワンヘルス宣言事業者登録制度」の登録事業者

県内に事業所等のあるワンヘルスに関心のある事業者・団体

参加人数：50名程度（1事業者あたり1～2名程度）

会 場：福岡市内

形 式：対面開催

(内容)

項目	内容	時間
主催者あいさつ	—	3分
事務局説明	ワンヘルス事業者交流会の趣旨等の説明	5分
ワンヘルスについての説明	内容:「ワンヘルスとは・事業者としてのワンヘルスの取組」(仮) 講師:福岡県ワンヘルスマスター/ (株)Vanishing Company 代表取締役 土岐 沙也香 氏	30分
事業者によるワンヘルスの取組紹介	ワンヘルス宣言事業者より、自社のワンヘルスに関する取組の発表	14分
ワークショップ	参加者がワンヘルスを自分ごととして捉え、事業者として実践できるワンヘルスの取組を考えるワークショップを実施	185分
事務局説明	閉会	3分

※交流会終了後、名刺交換等が行える時間を30分程度設ける

5 業務内容

(1) 委託業務内容

①会場準備、運営

- ・会場は、福岡市内で50名程度収容可能な交通の利便性が良い会場(博多駅近辺が望ましい)で、4を実施することのできる場所を選定し、申込みを行うこと。また、会場設備及び使用機材の他、会場使用に係る全ての調整を行い、必要経費の支払いを行うこと。
- ・基調講演は資料を投影する予定であるため、プロジェクター及びスクリーンを準備すること。
- ・会場案内図やレイアウトの作成、各種掲示物の作成設置、当日使用する消耗品などを手配すること。
- ・交流会当日は、音響等の会場設備・使用機材を操作できる者及び司会者を配置すること。
- ・会場や必要備品等については、県と協議の上決定すること。

②参加者の募集

参加者募集用のチラシデザインを作成し、aiデータ及びPDF形式で県に電子媒体等により納品すること。なお、チラシデザインについては、県と協議の上決定すること。

③ワークショップの企画・運営

- ・参加者がワンヘルスを自分ごととして捉え、事業者として実践できるワンヘルスの取組を考えるワークショップを企画する。
- ・ワークショップについては、グループワークを取り入れるなど、参加者が意見を交換できる手法を採用すること。

- ・ワークショップの運営人員や必要な資料、備品等については、受託者にて準備すること。
- ・ワークショップの内容については、県と協議の上決定すること。

④アンケートの作成及び回収

参加者に対するアンケートの回収及び取りまとめを行うこと。なお、アンケートの内容については、県が作成する。

⑥講師への支払

- ・講師及び講演内容については、県が決定し調整を行うが、講師に対する謝金、交通費、宿泊費については、委託先事業者から支払うものとする。

⑦報告書の作成

- ・業務完了に際しては、取組内容等を取りまとめ、業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

(2) その他

ワンヘルス事業者交流会開催に伴う下記事項については、県が実施する。

- ・参加者の募集、調整
- ・チラシの印刷
- ・ワンヘルスの取組を紹介する事業者の選定及び調整
- ・当日の参加者受付

6 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるように、十分精査すること。
- (2) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (3) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (4) 委託先事業者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (5) 当事業実施にあたって必要な費用（会場への交通費や宿泊費等含む）は委託先事業者が負担すること。
- (6) 当事業実施にあたって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

7 納品場所

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁9階北棟
保健医療介護部ワンヘルス総合推進課

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、県と委託先事業者の双方で別途協議を行うこととする。